

令和3年6月29日	資料10
第1回 東京都保険者協議会保健活動部会	

令和2年度東京都重複多剤服薬管理指導事業実施結果(概要)

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課

令和2年度 東京都重複多剤服薬管理指導事業実施結果(概要)

背景

○ 重複多剤服薬の現状・課題（「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」2018年5月厚生労働省）

- ・65～74歳の3割及び75歳以上の4割でそれぞれ5種類以上の薬剤が処方（全国の同一保険薬局における処方調査）
- ・複数の診療科・医療機関の受診により、処方薬の全体が把握されないことが問題であり、重複処方も関係するため、ポリファーマシーを解消するためには、医療関係者間の連携や患者啓発が必要。

○ 東京都における取組状況

- ・「東京都国民健康保険運営方針」（令和2年12月改定）により、被保険者の健康保持増進及び医療費適正化の観点から、重複多剤服薬に關し、被保険者に対する保健指導や残薬の解消を目指す取組等により、適正服薬の促進を図る方向性を提示。

○ 区市町村における取組状況（「令和元年度医薬品適正使用推進事業報告書」2020年3月東京都福祉保健局）

- ・令和元年9月時点で37自治体が重複投与を対象とした事業を実施、10自治体が多剤投与を対象とした事業を実施。
- ・薬剤の専門家である地区薬剤師会に対象者への介入を依頼している区市町村は1か所（重複投与を対象とした事業）
- ・多くの区市町村で重複多剤服薬の主な要因のひとつである向精神薬を服用している精神疾患等を事業対象者から除外

目的

東京都薬剤師会（以下、「都薬」という。）と連携し、東京都が指定する区市町村が実施する重複多剤服薬者に対する服薬管理・指導等を支援するとともに、国民健康保険の被保険者の医薬品適正使用に対する意識向上を図ることで、被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進

事業内容

（1）重複多剤服薬管理指導

- ・東京都、モデル区市町村（令和2年度は、荒川区を指定）及び都薬が共同で実施。
- ・モデル区市町村は、診療報酬明細書等の情報を基に服薬管理指導等を行う対象者を抽出し、事業内容の案内及び事業参加の意思確認。
- ・都薬は、事業の参加等について同意した対象者に対して、服薬管理・指導等。

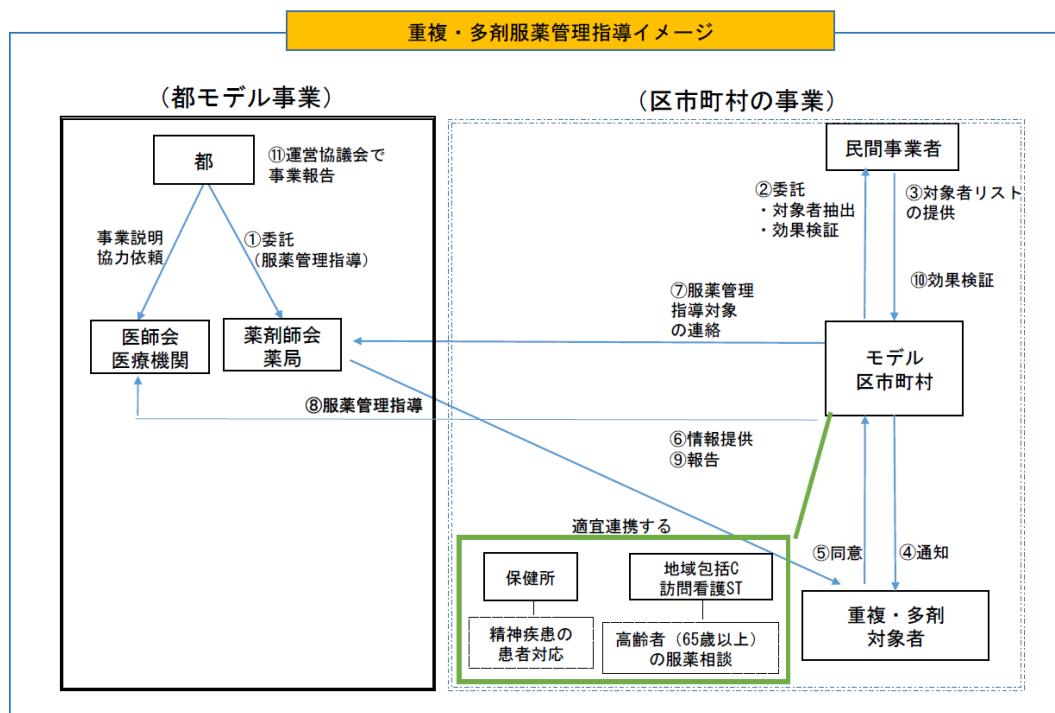
（2）医薬品適正使用意識啓発

- ・都薬は、被保険者が薬局に残薬を持参できるバッグ（以下「残薬バッグ」という。）及び医薬品適正使用の啓発リーフレットを作成
- ・都薬の会員薬局を通じて患者に配付し、薬の正しい服用の仕方について、意識啓発。

1 重複多剤服薬管理指導

事業概要

- モデル区市町村、都薬剤師会と連携し、向精神薬等を重複多剤服薬している方も含めた服薬指導を実施する。
 - 区市町村は、対象者を一定の基準に基づいて抽出し、服薬通知を送付するとともに服薬指導を案内する。
(抽出基準例:3医療機関以上から同一成分の薬剤投与者、1月に15剤以上、1月に処方日数が90日以上など)
また、対象者について、地区医師会・薬剤師会に対して報告する。
 - 服薬指導を希望した者に対して、地区薬剤師会と連絡調整の上、訪問等で服薬指導を実施する。
 - 効果検証を実施するとともに、次年度以降のより効果的な事業実施に向けて検討する。
- <備考>
- 対象者の抽出基準は、上記の抽出基準例によらず、地区薬剤師会等との調整の上、対応可能



R2 実施状況

モデル区：荒川区

事業対象：精神系の薬を服薬している方

実施スケジュール：7月末通知送付 8月電話勧奨 10月保健指導
地区薬剤師会との連絡方法：訪問、電話、メール

R3 実施予定

- R3.4 参加区市町村募集
- R3.6 都薬剤師会と契約締結【都】
(隨時、区市町村・都薬・地区薬剤師会打合せ)
- R3.7 対象者抽出・服薬通知【区市町村】
- R3.8 服薬指導開始【区市町村・薬剤師会】
- R4.2 効果検証・実績報告【区市町村・薬剤師会】

○令和3年度に向けて参加者を増やす工夫

・服薬指導の実施を希望する重複多剤者を増やすため、区市町村からの通知に加えて薬剤師会（薬局）からもアプローチできるように、薬剤師会に対象者の情報を提供するなどの工夫を行う。

2 医薬品適正使用意識啓発

対象者

国民健康保険被保険者のうち65歳以上の者で、重複多剤服用者等、各薬局において残薬管理や指導が必要と判断した者

作成上の工夫

○残薬バッグ

患者が自宅にある全ての薬とお薬手帳をひとまとめに入れ、薬局で調剤を受ける際には常に持参できる形状

- ①薬剤師が、薬の飲み残しや飲み忘れ、同一成分の薬の重複などを確認し、必要な服薬指導を実施できる。
- ②患者が、自分で服薬管理をすることが容易となり、災害等の緊急時にもお薬とお薬手帳を持ち出すことができる。

○リーフレット

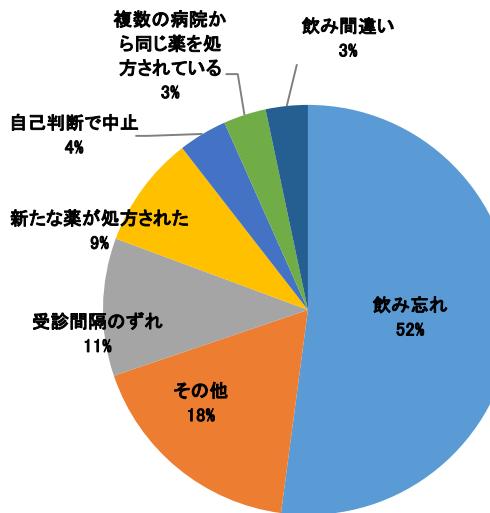
薬に関する困りごとのチェックリストや解決方法などを記載

- ①薬剤師が、残薬バッグと共に患者とのコミュニケーションツールとして活用し薬の正しい服用の仕方を啓発できる。
- ②患者が、薬を正しく服用できるよう促すことができる。



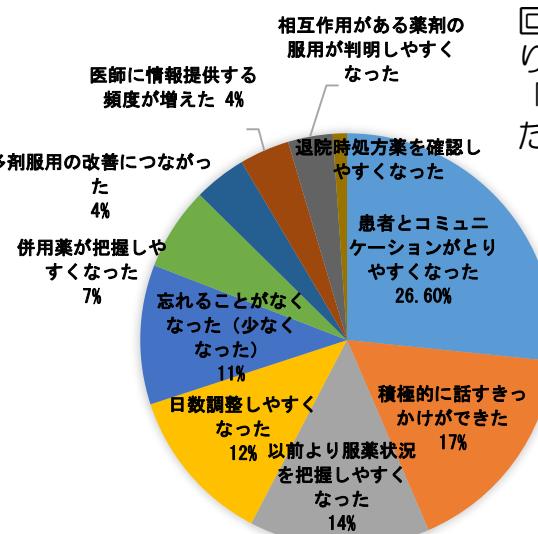
実施結果

【残薬バッグ配布理由】



- 残薬バッグ配布時に、薬剤師が確認した残薬の理由としては、「飲み忘れ」が一番多い。

【患者の動向の変化（薬剤師回答）】



- 残薬バッグ配布後の患者の動向として、薬剤師は「患者とのコミュニケーションがとりやすくなった」と回答した割合が一番多く、「以前より服薬状況を把握しやすくなった」「日数調整しやすくなった」といった声が多くみられた。

